

事 務 連 絡
令和4年(2022年)12月20日

里親 各位

北海道室蘭児童相談所地域支援課長

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」の
小学校等の保護者に向けた再度の周知について
日頃より児童の養育及び家庭的養護の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。
さて、厚生労働省が実施している標記制度について、次のとおり改正が行われましたので
お知らせします。

記

1 要旨

新型コロナウイルス感染症による小学校等の臨時休業等に伴う子どもの世のため、
仕事ができなくなった子育て世代の支援を目的とした次の助成金及び支援金について、
給付の対象となる期間を「令和4年(2022年)11月30日までに取得した休暇」から
「令和5年(2023年)3月31日までに取得した休暇」に改正(延長)するもの。

(1) 小学校休業等対応助成金

当該休業等のため子どもの世話をを行う必要が生じた労働者(保護者)に有給の休暇
(年次有給休暇を除く)を取得させた事業主への助成金

(2) 小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)

当該休業等のため子どもの世話をを行う必要が生じ、契約した仕事ができなくなった
個人で仕事をする保護者への支援金

※ (1)の支給対象となるための要件である「臨時休業等」には、学年・学級単位での
休業のほか、特定の子どもについて学校長が新型コロナウイルス感染症に関連して出席
しなくてもよいと認めることが含まれる。

2 添付書類

- (1) 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金リーフレット
- (2) 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金リーフレット
- (3) 小学校休業等対応助成金に関する相談窓口リーフレット

電 話 : 0143-44-4152
F A X : 0143-44-4829